

日光市庁舎整備指針

平成23年12月

日光市

目 次

1	背景	1
2	目的	1
3	位置づけ	1
4	対象施設	2
5	庁舎整備の基本的な考え方	4
	(1) 市民が訪れやすい環境づくり	4
	(2) 防災拠点機能の向上	4
	(3) 施設の複合化	4
	(4) 地域振興	4
	(5) 柔軟性の高い施設	4
	(6) 財源の有効活用	5
	(7) 関連計画への配慮	5
	(8) 現施設の利活用	5
6	庁舎に求める性能	6
	(1) 人にやさしい庁舎	6
	(2) 環境との調和	6
7	推進体制	7
	(1) 庁内における検討	7
	(2) 市民参加による検討	7
8	本庁舎群の整備	9
	(1) 現状	9
	(2) 課題	10
	(3) 今後の対応	12
	(4) スケジュール	13
9	総合支所等の整備	14
	(1) 現状	14
	(2) 面積の基準	14
	(3) 構造の基準	15
	(4) 太陽光発電装置の設置基準とLED照明の導入	17
	(5) 地域の市民参加による検討	18
10	財源	18
11	庁舎整備スケジュール	18

1 背景

当市は県土の約4分の1を占める広大な市域において、合併前からの庁舎等を拠点として様々な行政サービスを展開している。それらの身近なサービスを行うだけでなく、防災の拠点施設でもある庁舎等の中には、施設の老朽化や耐震性の低さ、狭隘化、分散化などによって利用者の安全性や利便性が低下している施設がある。特に本庁舎は、平成21年度に耐震診断を行ったところ、耐震性が低く、災害時の拠点施設とはなり得ないという結果が出ている。

また、財政的に見ると、普通地方交付税の算定替えなど合併に伴う財政支援措置の終了や東日本大震災による経済への影響、また高齢化や人口減少など厳しい財政状況の懸念要素が多くある。これらの状況の下、効率的かつ効果的に課題を解決するためには、定められた方針に基づき、計画的に庁舎整備を行う必要がある。

2 目的

前述の状況を踏まえ、市は総合支所、支所、出張所及び消防庁舎の整備について、関連する施設の移転や統廃合も視野に入れた、市全体の基本的な考え方である「総合支所等の庁舎整備に係る基本方針」（以下「基本方針」）を平成22年10月に策定した。

この「基本方針」にある「整備に向けた基本的な考え方」や「庁舎ごとの整備方針」に基づき、全体最適や地域の独自性、地域間のバランスなどを確保するため、また、耐震性が低く早期の対応が必要な本庁舎の整備を円滑に進めるため、本指針を策定する。

3 位置づけ

本指針は、当市の市政経営の根幹となる「日光市総合計画」を最上位に置きながら、「基本方針」に基づいて策定するものである。さらには、「日光市総合計画」を具現化するための方策である「日光市行政改革大綱」や「第1期組織機構改革計画」、「日光市職員定員適正化計画」、「日光市財政健全化計画」、「日光市過疎地域自立促進計画」などの計画と連携するものである。

4 対象施設

本指針においては、本庁舎群及び、「基本方針」の整備区分において整備が必要と明示されている13施設に、東日本大震災で被災した落合支所を加えた計18施設を対象とする。

対象施設

区分	庁舎名
本庁舎群	本庁舎、第2庁舎、第3庁舎、第4庁舎
被災した庁舎	落合支所
特に早期に整備すべき庁舎	日光総合支所、足尾総合支所
早期に整備すべき庁舎	藤原総合支所、塩野室支所、三依支所、日光消防署、藤原消防署、足尾分署
順次整備を検討すべき庁舎	栗山総合支所、豊岡支所、小来川支所、清滝出張所、清滝分遣所

また、「基本方針」の整備区分において耐震化が不要とされている次の9施設は本指針の対象外とする。

対象外施設

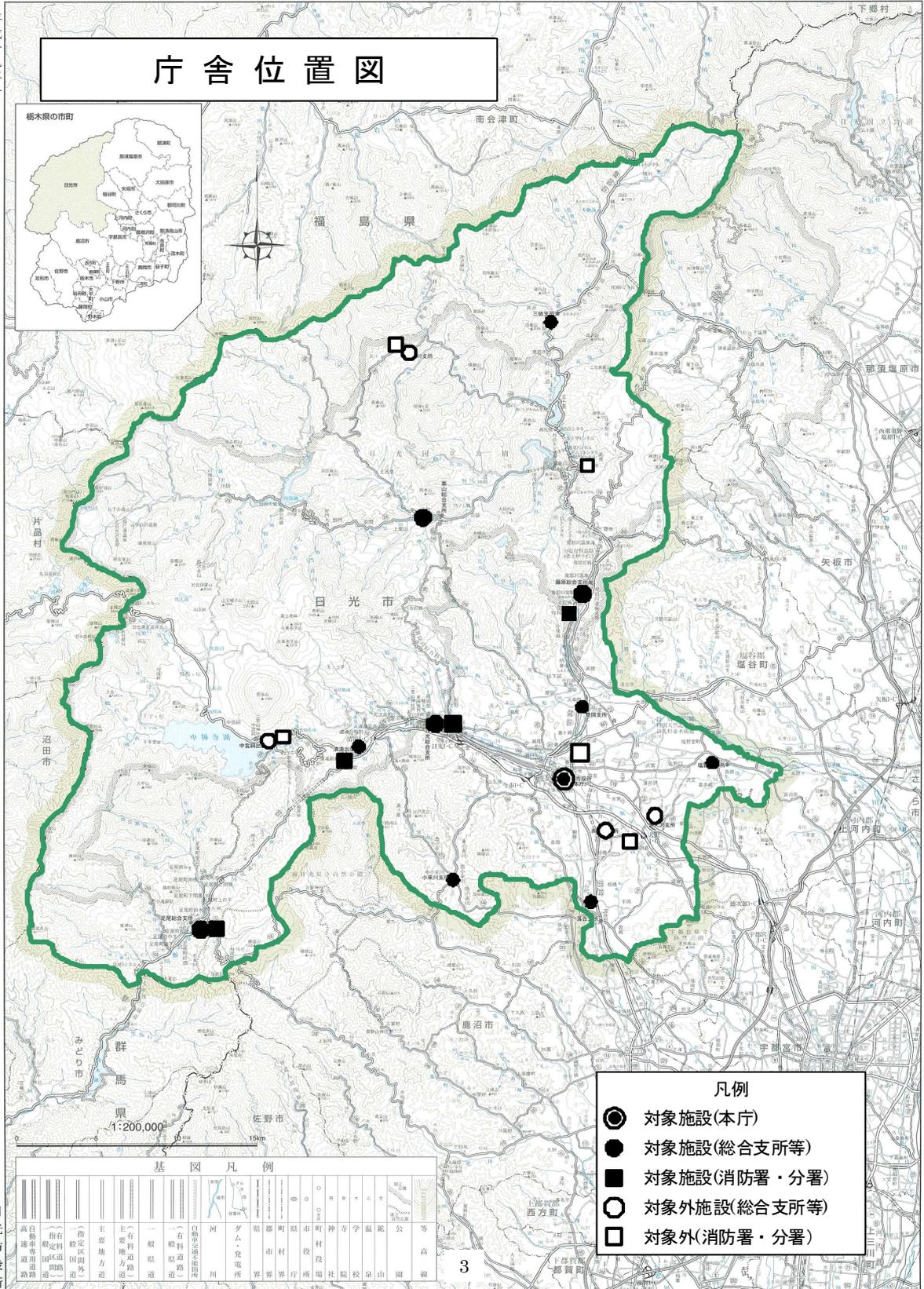
南原出張所、中宮祠出張所、川治分署、中宮祠分署、大沢支所、湯西川支所、消防本部（今市消防署）、大沢分署、湯西川分署

(2007年)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。(承認番号 平18国図、第368号)

平成十九年一月

庁舎位置図



凡例

- 対象施設(本庁)
- 対象施設(総合支所等)
- 対象施設(消防署・分署)
- 対象外施設(総合支所等)
- 対象外(消防署・分署)

基図凡例

高	指	指	主	主	一	一	自	河	夕	県	町	市	町	村	神	学	温	公	等
速	指	指	要	要	般	般	動	川	ム	市	市	市	村	村	社	社	社	社	社
道	定	定	道	道	道	道	車	所	電	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
路	区	区	道	道	道	道	道	道	所	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
路	道	道	道	道	道	道	道	道	所	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
	道	道	道	道	道	道	道	道	所	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
	道	道	道	道	道	道	道	道	所	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
	道	道	道	道	道	道	道	道	所	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界
	道	道	道	道	道	道	道	道	所	界	界	界	界	界	界	界	界	界	界

日光市役所

5 庁舎整備の基本的な考え方

本庁舎を始めとし、すべての庁舎は、市民へのきめ細やかなサービスを提供する場であり、地域振興の中核となる施設である。さらには、市民の生命や財産を守り、市民が安全安心に暮らすことのできる生活環境を守るための拠点施設でもある。そのため、庁舎の整備にあたっては、老朽化など現状における問題点の認識だけでなく、将来を見据えた必要性を踏まえ、次の点に十分配慮し、効率的で効果的な庁舎整備を行うこととする。

(1) 市民が訪れやすい環境づくり

窓口サービスをはじめ多くの市民の方々が訪れる庁舎は、建物はもちろんのこと、十分な駐車スペースを確保するなど、周辺環境も含め、訪れやすく、利用しやすい環境を整えることとする。

(2) 防災拠点機能の向上

地震や風水害などの災害が発生した場合、災害対策本部となる庁舎は、防災の拠点として市民の生命や財産を守る役割を果たさなければならない。そのため、耐震機能や災害対策拠点施設として機能を強化することや、土砂災害警戒区域外への移転など、安全性の向上を図ることとする。

(3) 施設の複合化

現在併設している施設はもとより、周辺施設を統合することにより、多様な市民サービスの実現とコスト削減などの効果が見込める場合は、複合施設として整備することとする。

(4) 地域振興

「住民自治」の基本的な考え方のもと、地域の方々が自ら考え、行動することを積極的に支援し、地域の特性を踏まえた地域振興策を模索し、実現してゆく地域作りの観点から、市民活動や市民交流の場を提供するなど、地域振興に資することとする。

(5) 柔軟性の高い施設

現代社会においては、あらゆる状況が日々変化し続けている。そのため、将来の職員数や組織機構、社会構造、市民ニーズなどの変化に柔軟に対応できる施設とする。

(6) 財源の有効活用

新たに整備する庁舎については、様々な市民ニーズに応えたものとしなければならないが、厳しい財政状況の中、多くの庁舎を整備するためには多額の費用が必要である。このため、新たに整備する庁舎は、機能性を確保しながらも簡素化を図ることで建設費の低減に努め、限られた財源を有効に活用することとする。

(7) 関連計画への配慮

庁舎については、防災や福祉、環境、街並み、木材利用などに関する各種の計画が定められている。このため、庁舎整備に関連する計画の趣旨を理解し、それらの計画に沿った庁舎整備を行うこととする。

(8) 現施設の利活用

土砂災害警戒区域などの理由により庁舎等の移転を検討する場合は、現庁舎及びその周囲の施設も含めたあり方や利活用について、関係各課等と調整・検討することとする。

6 庁舎に求める性能

庁舎には、基本的に次に掲げる性能を備えることとするが、それぞれの庁舎に合わせ、地域性や利用の状況などに応じた検討をすることとする。

(1) 人にやさしい庁舎

庁舎は、子どもからお年寄りまで、多くの市民が集い、交流する場所であるだけでなく、市内在住の外国人や国内外からの観光客も利用する施設である。そのため、バリアフリー(※1)やユニバーサルデザイン(※2)を基本とした人にやさしい庁舎となるよう配慮することとする。

バリアフリー(※1)

障がい者や高齢者等が社会に参加する上で支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、及び障害・障壁が取り除かれた状態のこと。

ユニバーサルデザイン(※2)

「使い方が簡単ですぐに分かること」「必要な情報がすぐに分かること」「弱い力でも使えること」など、できるだけ多くの人利用可能であるようなデザインのこと。

対象を障がい者や高齢者等に限定していない点がバリアフリーとは異なる。

(2) 環境との調和

庁舎は、地球環境に配慮した地域の先導的・シンボリックな施設となるもので、日光市環境配慮率先行動計画に基づく取組を積極的に進めていかなければならない。そのため、太陽光や雨水など自然エネルギーの活用を目指すとともに、庁舎に掛かる環境負荷を少なくするため、省エネルギータイプの設備や機器を導入するなど、エネルギー使用量の抑制を図ることにより、維持管理上の経済性にも配慮することとする。

7 推進体制

庁舎の整備は、全体最適と地域の独自性のバランスを保ちつつ、市民の意見を取り入れながら進めることが重要であることから、必要に応じて組織や場を設けて検討し、庁議において決定することとする。

(1) 庁内における検討

① 庁舎整備庁内検討委員会

庁舎整備庁内検討委員会は、各庁舎共通の基本事項、庁舎間のバランス調整など複数の庁舎にかかわる総体的な事項、本庁舎群の整備に関する事項等についての調査研究と、総合支所等検討委員会への助言等を行うこととする。

また、検討委員会での検討事項について調査研究するため、検討委員会に庁舎整備検討ワークチームを設置し、組織横断的な検討が必要と認める事項については、個別の事項ごとにプロジェクトチームを設け、調査研究を行うこととする。

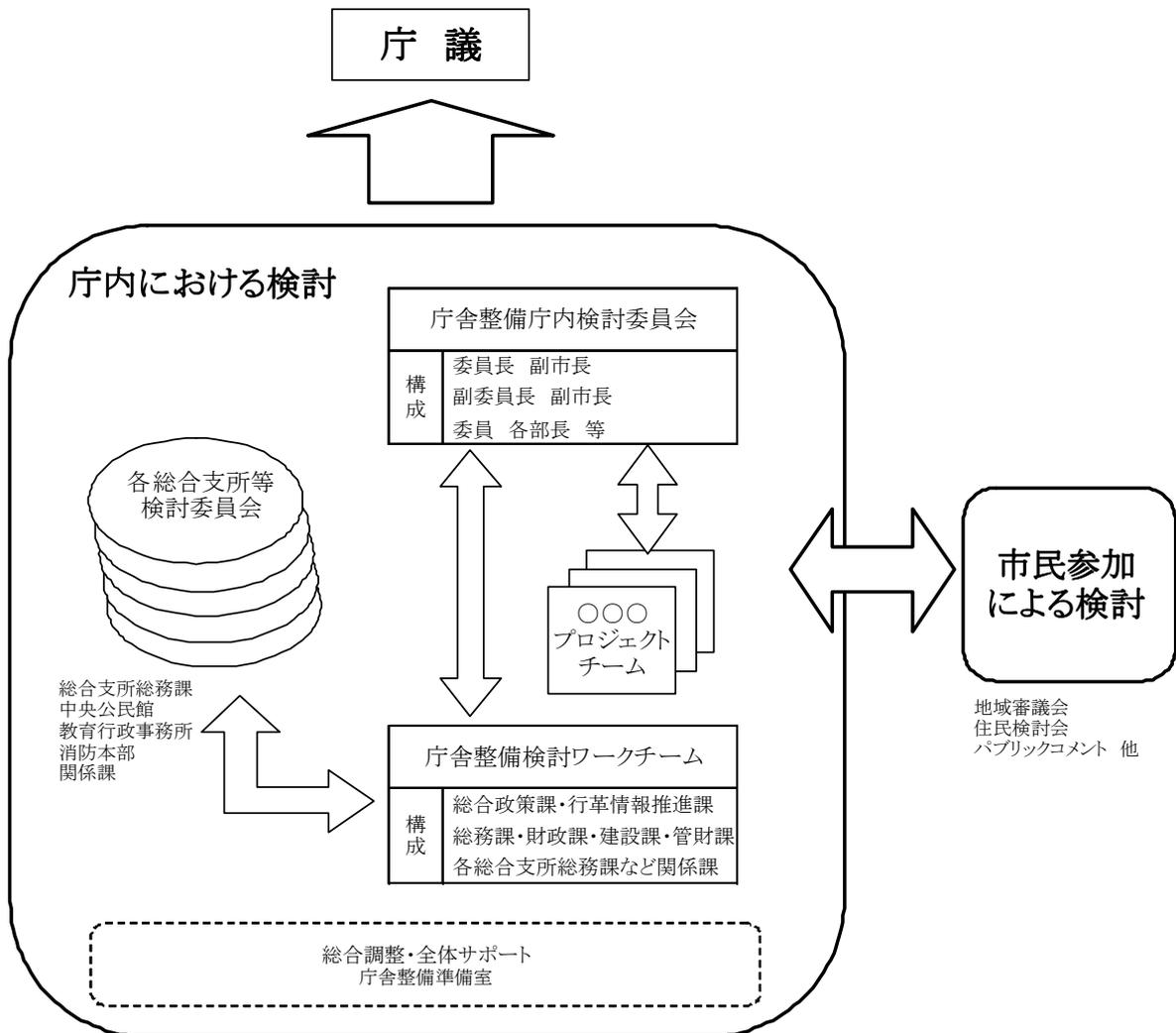
② 総合支所等検討委員会

総合支所等検討委員会は、総合支所等の整備に関する基本計画や設計など、各庁舎整備に必要な事項について検討を行うこととする。

(2) 市民参加による検討

庁舎は、子どもからお年寄りまで多くの市民が集い利用する場所であることから、その整備に関しては広く市民の考えを取り入れ、反映させることが重要である。そのため、地元説明会や地域審議会などからの意見を取り入れる必要がある。また、状況に応じて、パブリックコメントの実施や市民参加による検討組織を設置するなど、市民の目線による検討を積極的に行うこととする。

各検討組織の関わり



8 本庁舎群の整備

現在の本庁舎は昭和44年に旧今市市役所として建設された。その後、市の発展に合わせ、昭和56年に第2庁舎、平成7年に第3庁舎を増築して庁舎を拡大している。また、昭和50年に建設した旧今市消防署を合併と同時に耐震補強・改築し、第4庁舎として利用している。

(1) 現状

本庁舎群にある、本庁舎、第2庁舎、第3庁舎及び第4庁舎の概要は次のとおりである。

名称	床面積 (㎡)	建築 年	構造	耐用 年数	耐用 年数 期限	残 年数	耐震 診断 対象	耐震 診断	耐震 改修
本 庁 舎	4,551.98	S44 1969	R C 造	50	2019	8	対象	済	未
第2 庁 舎	508.86	S56 1981	S造	38	2019	8	対象 外	-	-
第3 庁 舎	2,011.73	H7 1995	S造	38	2033	22	対象 外	-	-
第4 庁 舎	1,614.47	S50 1975	R C 造	50	2025	14	対象	済	済

◇R C造・・・鉄筋コンクリート造

◇S造・・・鉄骨造

①本庁舎

築後42年を経過して耐震性も低いため、災害時における拠点とはなり得ない。また、東日本大震災により耐力壁に亀裂が入るなど、早急に整備方針を決定しなければならない状況にある。さらに、各種設備の老朽化に伴い、毎年多額の修繕費用が発生している。

②第2庁舎

昭和56年（1981年）の建築基準法改正に適合した設計、施工。

③第3庁舎

昭和56年（1981年）の建築基準法改正後の建築。

④第4庁舎

昭和50年（1975年）に旧今市消防署として建築。

平成17年度に耐震補強及び大規模改修を実施。

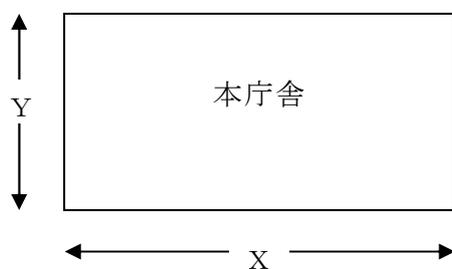
（2）課題

①耐震性の低い本庁舎

本庁舎については平成21年度に耐震診断を行っており、次のような結果が出ている。

本庁舎耐震診断結果

方向	1階	2階	3階	4階	R階
X (桁行)	0.46	0.28	0.46	0.48	0.43
Y (梁間)	0.33	0.25	0.29	0.35	0.77



耐震強度の基準

耐震強度	Is 値 ^(※3) < 0.3	0.3 ≤ Is 値 < 0.6	0.6 ≤ Is 値
地震に対する 安全性	倒壊又は崩壊の 危険性が高い	倒壊又は崩壊の 危険性がある	倒壊又は崩壊の 危険性が低い

Is 値（構造耐震指標）^(※3)

建築物の地震に対する安全性を示す指標で、この数値が大きいほど耐震性能が高くなる。

災害時に拠点となる公共施設は Is 値 0.75 以上（Is 値 0.6 の 1.25 倍以上）、災害対策活動の拠点となる公共施設は Is 値 0.9 以上（Is 値 0.6 の 1.5 倍以上）の耐震強度が求められる。

これらの表のとおり、本庁舎は 2 階や 3 階など Is 値が 0.3 未満の部分があり、震度 6 強程度の地震により大きな被害を受ける可能性が高い状況にある。

この耐震診断結果をもとに、平成 22 年度には耐震化基礎資料の作成を行った。その結果、鉄骨ブレース工法で耐震補強を行った場合、耐震ブレースや耐力壁を設置することにより「本庁舎の執務面積が約 30% 減少する」「一部の通路が分断されてしまう」といった結果が出ている。

②設備の老朽化

本庁舎は築後 42 年を経過しており、大規模な改修を行っていないため、電気・機械等設備の老朽化が著しい。

③庁舎の狭隘化・分散化

合併に伴う事務の集中によって、本庁舎に勤務する職員数が合併前の約 1.5 倍となっており、事務スペースや待合スペースが狭隘化し、会議室や書庫、倉庫が不足する状態となっている。また、市民サービス低下の要因となる庁舎の分散化が起こっている。

(3) 今後の対応

本庁舎群が抱えるこれらの課題解決の検討は、特に次の点を考慮して行うこととする。

①専門的情報の収集

これまで耐震診断や耐震化基礎資料などの情報に基づき、耐震化について庁内で検討してきたところであるが、検討を進めるに従い、より多くの専門性の高い情報が必要であることが明らかとなってきた。このため、耐震補強や庁舎建設の方法について、専門的調査・検討を行うこととする。

また、ライフサイクルコスト(※4)による費用の比較、PFI(※5)やリース(※6)などの事業手法についての調査・研究も必要である。

ライフサイクルコスト(※4)

施設や設備、機器などにかかる費用について、調達・製造から使用を経て廃棄する段階までの全期間でトータルして考えたもので、費用対効果を推し量るうえで重要な基礎となる。初期費用であるインシヤルコストと、保守費、修繕・改修費、更新費などのランニングコストにより構成される。

PFI(※5)

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略で、民間の資金調達により公共施設等の建設や維持管理、運営などを行う事業手法のこと。

リース(※6)

資金力のある民間企業などが公共施設等を整備し、その施設を公共団体に比較的長期間にわたり賃貸する事業手法のこと。

②市民の目線による検討

本庁舎群の整備は、先行している自治体の事例からも市民の目線による検討が必要なことは明らかである。そのため、現状把握や問題点の整理を行い、耐震補強か、建替えかという整備の基本的方向を導き出す段階から、市民参加による検討を行うこととする。なお、市民参加による検討を行うため、各地域や団体からの推薦、公募などによる市民をメンバーとした検討組織を設置することとする。

③早急な対応

本庁舎の耐震化整備には、多額の費用だけでなく、多くの時間も必要である。また、有利な財源である合併特例債の活用を想定する場合、その期限内に事業を完了しなければならないことから、早期に耐震化整備に係る方向性を定めることとする。

(4) スケジュール

本庁舎の整備の方向については、平成24年度より市民参加による組織において検討し、整備の方向性を決定する予定であるが、整備スケジュールを定める際には、有利な財源である合併特例債等の活用を検討する必要がある。

平成23年度

- ・ 庁内検討委員会による調査・研究
- ・ 市民参加による検討組織の設置準備

平成24年度

- ・ 市民参加による組織での検討
- ・ 耐震化整備に関する調査
- ・ 整備の方向性の決定

平成25年度以降

- ・ 平成24年度までの検討結果に基づいた耐震化整備の実施

9 総合支所等の整備

(1) 現状

本指針の対象とする総合支所等の施設は、先述のとおり被災した落合支所と、「基本方針」において整備が必要とされている施設をあわせた次の14施設である。

区分	庁舎名
被災した庁舎	落合支所
特に早期に整備すべき庁舎	日光総合支所、足尾総合支所
早期に整備すべき庁舎	藤原総合支所、塩野室支所、三依支所 日光消防署、藤原消防署、足尾分署
順次整備を検討すべき庁舎	栗山総合支所、豊岡支所、小来川支所 清滝出張所、清滝分遣所

これらの庁舎は、耐震化の有無と耐用年数により判定されたものであることから、その判定区分に順じ、全体的な調整のもと、施設整備担当課において個別計画を策定し、計画的に整備を進める。

(2) 面積の基準

地域間や施設間のバランスを確保し、コストの削減を図るために、基準となる「面積」を定めることとする。

総合支所等は、支所機能と公民館機能を有する複合施設を基本とする。その上で、平成22年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）や公民館の設置及び運営に関する基準、各公民館の現状、各地区の人口や世帯数、近年建設された類似施設、公民館に必要な機能等から検討を行い、面積基準を次のとおりとする。ただし、整備の際には、現状の施設と比較して機能を損なわないよう配慮し、地域住民や利用者のニーズを十分に反映させた施設とする。

消防施設については、各施設の現状や近年建設された類似施設、消防施設に必要な機能等から面積基準を次のとおりとする。

なお、小来川支所と清滝出張所については、近隣に類似施設があることか

ら、庁舎の整備を検討する際にはその施設も含めた検討を行い、特に清滝出張所については、近隣の類似施設に加え、清滝分遣所まで含めた検討を行うこととする。

区分	庁舎	面積の基準
総合支所	日光総合支所（木造・大正8年建築）	1,400 m ²
	藤原総合支所（SRC造・昭和35年建築）	1,200 m ²
	足尾総合支所（木造・大正8年建築）	1,000 m ²
	栗山総合支所（RC造・昭和47年建築）	1,000 m ²
支所・出張所	落合支所（S造・昭和57年建築）	700 m ²
	豊岡支所（S造・昭和50年建築）	700 m ²
	塩野室支所（S造・昭和47年建築）	700 m ²
	小来川支所（RC造・昭和43年建築）	400 m ²
	三依支所（S造・昭和48年建築）	400 m ²
	清滝出張所（RC造・昭和50年建築）	400 m ²
消防庁舎	日光消防署（RC造・昭和53年建築）	2,300 m ²
	藤原消防署（RC造・昭和50年建築）	2,300 m ²
	足尾分署（RC造・昭和54年建築）	450 m ²
	清滝分遣所（LGS造・昭和47年建築）	350 m ²

◇SRC造・・・鉄骨鉄筋コンクリート造

◇LGS造・・・軽量鉄骨造

（3）構造の基準

厳しい財政状況の中、限られた期間に数多くの庁舎を整備するに当たっては、これまで以上に経済性に配慮する必要がある。

建物の構造は種類により機能・性能だけでなく、経済性も異なることから、その機能及び経済性を比較・検討し主体構造の基準を定めることとする。

主体構造による機能比較表

	R C 造	S 造	(参考) 木造
耐震性	◎	◎	○
建設費 (イニシャルコスト)	△	○	○
建設工期	△	◎	◎
設備改修の容易性	△	○	○
空間自由度 (柱間スパンの自由度)	○	◎	△
形状の自由度 (建設時における間取り の自由度)	◎	○	△
必要地耐力 (基礎地盤対策の必要性)	△	○	◎
風・水・雪等に対する防災性	◎	◎	△
耐火性	◎	○ ※耐火鋼・ 耐火被覆	△
気密性	◎	○	△
通気性	△	○	◎
遮音性	◎	○	△
床の響き・揺れ	◎	△	△
リサイクル性	△	◎	△
最適階数	3～10階	1～8階	1～2階
耐用年数	50年	38年	24年

この比較表より次のことが分かる。

- ・耐火性や気密性、遮音性、床の響き・揺れにおいてはR C造がS造より優れている。
- ・耐震性及び風・水・雪に対する防災性はR C造、S造とも同等である。
- ・建設費や設備改修の容易性、リサイクル性においてはS造がR C造より優れている。

ただし、建物の揺れについては高層化に比例して大きくなるが、2階建ての建物の場合、揺れはそれ程大きくないと考えられる。また、建築基準法において3,000㎡を超える構築物は、耐火性能を強化しなければならないことが定められている。

これらのことから、主体構造部の基準は次のとおりとする。

- 2階建て以下かつ3,000㎡未満の建物は、S造とする。
- 3階建て以上または3,000㎡以上の建物は、R C造とする。

ただし、個々の状況に応じて比較検討し、明確な理由がある場合この限りではない。また、この基準だけではなく木造・木質化の導入についても十分に検討を行うこととする。

(4) 太陽光発電装置の設置基準とLED照明の導入

①太陽光発電装置

「日光市役所環境配慮率先行動計画」に基づき、温室効果ガスの排出量削減を図るため、総合支所等には太陽光発電装置を設置することとする。その設置規模については、庁舎の構造上で容易に設置できる範囲であることと、停電時に窓口等の照明を概ねまかなえる能力を確保することとし、その庁舎の規模を考慮して以下のとおりとする。

- 総合支所 10～20kw
- その他の庁舎 5～10kw

②LED照明

太陽光発電装置の設置と合わせて、庁舎におけるランニングコストの削減を図るため、総合支所等には消費電力がより小さいLED照明を導入することとする。

(5) 地域の市民参加による検討

総合支所等は、他の施設に比べ、特にその地域の市民が集い利用する場所であることから、その整備に関してはより地域の市民の考えを取り入れ、反映させることが重要である。従って総合支所等の整備における基本計画や基本設計、実施設計などそれぞれの段階において、地域審議会との意見交換や地元説明会などを通し、地域の市民目線による検討を積極的に行うこととする。

10 財源

数多くの庁舎の整備にあたっては、厳しい財政状況の中、多額の費用が見込まれることから、整備する庁舎や設備の内容に応じて、国や県の様々な補助金を積極的に活用する。また、庁舎等の整備に充てることができる合併特例債や過疎債などの有利な財源を確保し、計画的に活用することとする。

事業費の95%に充当でき、その元利償還金の70%が交付税措置される合併特例債は、全市域における庁舎整備に活用できることから、有利な財源の一つである。また、足尾地域や栗山地域における公民館機能の部分については、事業費の全額に対して充当できる過疎債も活用できる。

11 庁舎整備スケジュール

庁舎整備のスケジュールについては、整備対象施設における老朽化の状況や事業の平準化、有利な財源の活用などを総合的に検討し、今後定めることとする。